○特定病原体、監視伝染病病原体等取扱に係る手続一覧(整理)

	項目	特定病原体等				監視伝染病病原体		ナミのいずわにナミカソー
		一種病原体等	二種病原体等	三種病原体等	四種病原体等	重点管理家畜伝染病病原体 •要管理家畜伝染病病原体	届出伝染病病原体	左記のいずれにも該当し ない微生物
法令に基づく義務・手続	根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則				家畜伝染病予防法 家畜伝染病予防法施行規則		_
	病原体等を所持(取扱・保管)する 場合の手続	原 則 所持禁止	許可申請*1 (事前申請)	届出 (7日以内に届出)	_	許可申請 (事前申請)	届出 (7日以内に届出)	_
	輸入する場合の手続	原 則 輸入禁止	許可申請 (事前申請)	届出 (7日以内に届出)	-	許可申請 (事前申請)	届出 (7日以内に届出)	_
	感染症予防規程の届出	0	0	_	_	0	_	_
	病原体等取扱主任者の選任	0	0	_		0	_	_
	教育訓練の実施	0	0	_		0	_	_
	運搬に係る公安委員会への届出	0	0	0	-		_	_
	病院の業務において患者より病原体 等を検出した場合(滅菌の場合)	1日以内に届出 2日以内に滅菌	1日以内に届出 3日以内に滅菌	10日以内に滅菌 (届出不要)	10日以内に滅菌 (届出不要)	-	_	_
学内手続	根拠規則	富山大学病原体等安全管理規則				富山大学病原体等安全管理規則		富山大学病原体等安全管理規則
	取扱・保管を行う場合の手続		•特定病原体等取扱申請書(様式6)			• 監視伝染病病原体等取扱申請書(様式3)		・【BSL3】BSL3病原体等取扱申請書(様式9)
								・【BSL1・2】病原体等保管・取扱届(様式12)
	滅菌・廃菌を行う場合の手続	取扱不可	病原体等取扱実験室等使用終了届(様式2)*2特定病原体等滅菌廃棄届(様式8)			病原体等取扱実験室等使用終了届(様式2)*2監視伝染病病原体等滅菌廃棄届(様式5)		・【BSL3】BSL3病原体等滅菌廃棄届(様式11)
	譲渡・分与を行う場合の手続		•特定病原体等分与•譲渡申請書(様式7)			•監視伝染病病原体等分与•譲渡申請書(様式4)		【BSL3】BSL3病原体等分与・譲渡申請書 (様式10)
	学外に運搬を行う場合の手続		• 届出対象病原体等運搬届出書(県警生活安全企画課)*3			_		_

- *1 厚生労働省より二種病原体等所持許可書の交付を受けるまでは所持できない。
- *2 滅菌・譲渡により、当該実験室等において当該特定病原体等を取り扱わないこととなった場合に提出が必要。
- *3 二種病原体等、三種病原体等を運搬しようとする場合は、事前に公安委員会へ届出が必要。
- *4 学内手続きのうち、赤字については、事前に学長に申請し、承認を受けなければならない。
- *5 二種病原体等の申請内容、又は三種病原体等の届出内容に変更が生じた場合は、厚生労働省へ変更届出が必要。
- *6 重点管理家畜伝染病病原体・要管理家畜伝染病病原体の申請内容、届出伝染病病原体等の届出内容に変更が生じた場合は、農林水産省へ変更届出が必要。
- *7 申請した事項に変更が生じた場合には、新たに申請し承認を受けなければならない。(実験期間、取扱実験室、保管場所、作業従事者等の変更等)